

## 事案の概要

## ●ケースA：増額再更正処分が為された場合

Xは確定申告をしたが、甲税務署長はこれに対し**更正処分**を行なった。その後、甲はさらにXの所得税額を増額する**再更正処分**を行なった。

## ●ケースB：減額再更正処分が為された場合

Yは受領していた顧問料収入を給与所得として確定申告をしたが、乙税務署長は顧問料収入全額を事業所得と認定して**更正処分**を行なった。その後、乙はYの顧問料収入の一部を給与所得と認定して所得税額を減額する**再更正処分**を行なった。

## 争点

訴えの利益（行訴法第9条第1項）が認められるのは更正処分か再更正処分か。

## 判決要旨

## ●ケースA（増額再更正処分の場合）について

【最高裁昭和55年11月20日第一小法廷判決\*1】

「本件更正処分がされたのちこれを増額する再更正処分がされたことにより、**当初の更正処分の取消を求め**る訴の利益が失われたとしてこれを却下すべきものとした原審の判断は正当」である。

## ●ケースB（減額再更正処分の場合）について

【最高裁昭和56年4月24日第二小法廷判決\*2】

「申告に係る税額につき更正処分がされたのち、いわゆる減額再更正がされた場合、右再更正処分は、それにより減少した税額に係る部分についてのみ法的効果を及ぼすものであり（国税通則法29条2項）、それ自体は、再更正処分の理由のいかんにかかわらず、当初の更正処分とは別個独立の課税処分ではなく、その実質は、当初の更正処分の変更であり、それによって、税額の一部取消という納税者に有利な効果をもたらす処分と解するのを相当とする。そうすると、納税者は、右の**再更正処分**に対してその救済を求める訴の利益は

なく、専ら減額された当初の更正処分の取消を訴求することをもって足りるというべきである」

\*1 判例時報1001号31頁

\*2 判例時報1001号24頁

## 解説

1. 更正処分取消訴訟では原告に訴えの利益がないとその請求は却下される。では、訴えの利益が認められるのは更正又は再更正どちらの処分であろうか。

2. この問題は簡単そうに見えて実は難しい。その背景には課税要件事実の不可分性の問題、国税通則法と所得税法の整合性の問題、訴訟における更正と再更正の一体的審理の要請といった諸事情が絡み、申告、更正、再更正の各関係について学説の理解が分かれている。

3. 判例は、増額再更正の場合は、再更正が当初の更正処分を吸収するという立場（吸収説）に立ち、吸収される当初の更正処分には訴えの利益が認められないとする。

反対に、減額再更正の場合は、再更正は当初の更正処分の一部を取り消すものであるとの立場（一部取消説）に立ち、原告に有利に働く減額再更正自体には訴えの利益は認められないとする。

このように判例は再更正処分であっても内容が増額か減額かで訴えの利益に関して異なる結論を出している。

## コメント

更正処分は1回とは限らない。2次3次と行なわれることもある。しかも増額処分のあとに減額処分が行なわれることもある。

更正の経緯を正確に把握して訴えの対象を決定しないと思わぬところで請求却下の憂き目をみることになるので注意が必要である。

## 参考文献

新版租税争訟法 松沢智  
租税訴訟の審理について（改訂新版） 司法研修所編  
裁判実務体系20 租税争訟法  
現代裁判法体系29 租税訴訟

（税務特別委員会副委員長 脇谷 英夫）